

令和5年10月25日  
道路局管理課

「舗装道路の掘り返し規制期間内における道路掘さく許可基準」の一部改正及び  
「掘り返し規制路線掘さく特別許可審査会規約」の廃止に関する意見公募について

本市では、大規模な道路工事の完了後に舗装復旧した道路について、「舗装道路の掘り返し規制期間内における道路掘さく許可基準」（以下、「許可基準」という。）を定め、道路の掘り返しを一定期間規制しています。

許可基準では、規制期間中であっても道路の掘さくを許可できる場合について定めており、そのうちの「その他やむを得ない事由があると市長が許可した場合」については、「掘り返し規制路線掘さく特別許可審査会規約」（以下、「審査会規約」という。）に基づく掘り返し規制路線掘さく特別許可審査会（以下、「審査会」という）で審査することとなっています。

このたび、道路管理の実情に合わせて審査会規約及び審査会を廃止し、やむを得ない事由に該当するかどうかの審査を土木事務所において一括して行うように改めます。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

#### 1 御意見公募期間

令和5年10月25日（水）から令和5年11月24日（金）まで

#### 2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

##### （1）電子メールの場合

電子メールアドレス：[do-kanri@city.yokohama.jp](mailto:do-kanri@city.yokohama.jp)

横浜市道路局管理課 意見公募担当 宛て

##### （2）郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市道路局管理課 意見公募担当 宛て

(3) F A Xの場合

F A X番号：045-651-5443

横浜市道路局管理課占用係 意見公募担当 宛て

3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市道路局管理課占用係 意見公募担当 宛て

電話番号：045-671-3525

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上